公益財団法人チャイルド・ファンド・ジャパン　定款

第1章　総則

（名称）

第 1 条　本法人は、公益財団法人チャイルド・ファンド・ジャパンと称する。英語では、ChildFund Japan と表記する。

（事務所）

第2条　本法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

2　本法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章　目的及び事業

（目的）

第 3 条　本法人は、広く一般市民を対象として、キリスト教精神に基づき、 開発途上国等で貧しさに苦しむ子どもたち、家族、地域住民へ国際協力事業を行うことで、生活改善及び自立を促進し、平和、平等、正義に満ちた国際社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条　本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)　子どもを中心にした地域開発支援事業
(2)　子どもを中心にした、災害その他の緊急事態に対する救援、復興協力の事業
(3)　子どもを中心にした提言事業
(4)　子どもを中心にした広報・啓発事業
(5)　その他本法人の目的を達成するために必要な事業

2　前項の事業については、本邦及び海外において行う。

第3章　財産及び会計

（財産の拠出）

第5条　設立者の名称及び所在地並びに本法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次の通りとする。

設立者　　特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン
住　所　　東京都杉並区善福寺二丁目 17 番 5 号
拠出財産及びその価額　現金 500 万円

（財産の種別）

第6条　本法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2　基本財産は、別表に定めるもののほか、理事会において本法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。

3　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4　公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産の取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄付金規程による。

（基本財産の維持及び処分）
第７条　基本財産について本法人は適正な維持及び管理に努めるものとする。
2　やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。

（財産の管理・運用）
第８条　本法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとして、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程による。

（事業年度）
第９条　本法人の事業年度は、毎年７月１日に始まり、翌年６月 30 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第 10 条　本法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

（事業報告及び決算）
第 11 条　本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については承認を受けなければならない。ただし、第６号の書類に記載すべき事項を財務諸表に対する注記に記載したときは、当該書類を作成しないことができる。
(1)　事業報告
(2)　事業報告の附属明細書
(3)　貸借対照表
(4)　活動計算書
(5)　貸借対照表及び活動計算書の附属明細書
(6)　財産目録
2　前項の規定により承認された書類のほか、前項第２号（事業報告の附属明細書）及び同項第５号（貸借対照表及び活動計算書の附属明細書）並びに次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1)　監査報告
(2)　理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の名簿
(3)　役員及び評議員の報酬等の支給の基準
(4)　運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類
3　貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け）
第 12 条　本法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において評議員総数の３分の２以上の議決を経なければならない。
2　本法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

（会計原則等）
第 13 条　本法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
２　本法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
３　公益充実資金、特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱規程による。

第 4 章　評議員

（評議員）
第 14 条　本法人に、評議員 3 名以上 12 名以内を置く。
2　評議員のうち、1 名を評議員会議長とし、評議員の互選により選出する。

（評議員の選任及び解任）
第 15 条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。
2　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
(1)　各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること
イ　当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ　当該評議員の使用人
ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者
ヘ　ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
(2)　他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること
イ　理事
ロ　使用人
ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
①国の機関
②地方公共団体
③独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
④国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
⑤地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 1 項第 8 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
3　評議員は本法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）
第 16 条　評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。
2　前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3　評議員は、第 14 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）
第 17 条　評議員は無報酬とする。
2　前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第 5 章　評議員会

（構成）
第 18 条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）
第 19 条　評議員会は、次の事項について決議する。
(1)　評議員及び役員の選任及び解任
(2)　事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類の承認
(3)　事業報告及び計算書類の承認
(4)　定款の変更
(5)　長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け
(6)　合併
(7)　事業の全部の譲渡
(8)　解散及び残余財産の帰属の決定
(9)　基本財産の処分又は除外の承認
(10)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第 20 条　評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。
2　定時評議員会は毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催し、その他に毎事業年度開始前に臨時評議員会を 1 回開催する。
3　前項のほか、必要がある場合には、いつでも臨時評議員会を開催することができる。

（招集）
第 21 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2　評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）
第 22 条　評議員会の議長は、評議員会議長がこれに当たる。
2　評議員会議長に事故あるときは、出席評議員の中から議長を選出する。

（決議）
第 23 条　評議員会の決議は､決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1)　監事の解任
(2)　定款の変更
(3)　基本財産の処分又は除外の承認
(4)　その他法令で定められた事項
3　評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

（決議の省略）
第 24 条　理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第 21 条第 1 項の理事会において定めるものとし、第 22 条から前条までの規定は適用しない。

（報告の省略）
第 25 条　理事が評議員会の全員に対し、評議員に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）
第 26 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が記名押印する。

（評議員会運営規則）
第 27 条　評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 6 章　役員

（役員の設置）
第 28 条　本法人に、次の役員を置く。
(1)　理事　3 名以上 9 名以内
(2)　監事　2 名以内
2　理事のうち 1 名を理事長とする。また、必要に応じて、2 名以内を副理事長とすることができる。
3　前項の理事長は法人法に規定する代表理事とし、副理事長は業務執行理事（理事会の決議によって本法人の業務を執行する理事として選定されたものをいう。以下同じ。）とする。

（役員の選任）
第 29 条　役員は、評議員会の決議によって選任する。
2　理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3　監事は本法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
4　各理事について、当該理事と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は 3 親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として政令で定めるものをいう。以下同じ。）にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
5　他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
6　各理事及び各監事は、特別利害関係を有してはならない。

（理事の職務及び権限）
第 30 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
3　副理事長は、理事長を補佐し、本法人の業務を執行する。
4　理事長及び副理事長の職務及び権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
5　代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第 31 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）
第 32 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
2　監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
3　前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。
4　理事又は監事については、再任を妨げない。
5　理事又は監事が第 28 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第 33 条　役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
(2)　心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（報酬等）
第 34 条　役員は、無報酬とする。
2　前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

（損害賠償責任の免除）
第 35 条　本法人は、法人法第 198 条で準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
2　本法人は、法人法第 198 条で準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 198 条で準用する同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

第 7 章　理事会

（理事会の設置）
第 36 条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第 37 条　理事会は、次の職務を行う。
(1)　本法人の業務執行の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）
第 38 条　理事会は、理事長が招集するものとする。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

（議長）
第 39 条　理事会の議長は、理事長とする。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

（決議）
第 40 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
3　理事又は監事が、役員の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
4　前項の規定は、第 30 条第 5 項に規定する報告については適用しない。

（議事録）
第 41 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会運営規則）
第 42 条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第 43 条　この定款は、評議員会の決議によって、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。
2　前項の規定は、この定款の第 3 条（目的）及び第 4 条（事業）並びに第 15 条（評議員の選任及び解任）についても適用する。

（解散）
第 44 条　本法人は、基本財産の滅失による本法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第 45 条　本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金の処分制限）
第 46 条　本法人は、剰余金の分配をすることはできない。

（残余財産の帰属）
第 47 条　本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社会福祉法人基督教児童福祉会に贈与するものとする。

第 9 章　公告の方法等

（情報公開）
第 48 条　本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
2　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）
第 49 条　本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
2　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（公告の方法）
第 50 条　本法人の公告は、電子公告により行う。
2　事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章　顧問

（顧問）
第 51 条　本法人に、必要に応じて顧問を置くことができる。
2　顧問は、理事長及び理事会の諮問に答え、また、必要に応じて、理事会で法人の運営全般について意見を具申することができる。
3　顧問は、学識経験者又は本法人に特に功労のあった者から、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
4　顧問の委嘱期間は 2 年以内とし、再任を妨げない。
5　顧問に報酬は支給しない。
6　顧問の委嘱期間中の退任又は解任にあたっては、理事会の議決を必要とする。

第 11 章　委員会

（委員会）
第 52 条　本法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
2　委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
3　委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章　会員

（会員）
第 53 条　本法人の目的に賛同し､会費を納入して本法人の活動を支援するものを会員とすることができる。
2　会員及び会費については、理事会の決議により別に定める会員及び会費に関する規程による。

第 13 章　事務局その他

（事務局）
第 54 条　本法人に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き理事長が行う。
2　事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

（委任）
第 55 条　この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により定める。

附則
1　本法人の設立時評議員は、次のとおりである。
　　設立時評議員　松浦宏二　藤井清邦　木村松雄
2　本法人の設立時役員は、次のとおりである。
　　設立時理事　　原島博　小澤淳一　鷲見八重子
　　設立時代表理事　原島博
　　設立時監事　　平塚豊
3　この定款の第 45 条の規定は、認定法第 4 条に規定する公益認定を受けた日から施行する。
4　第 9 条の規定にかかわらず、本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から 2026 年 6 月 30 日までとする。
5　第 10 条の規定にかかわらず、本法人の設立初年度の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、本法人成立後速やかに作成する。
6　2026 年 5 月 19 日の評議員会で定款変更（第 6 条基本財産の別表記載、第 15 条法令表記訂正）を承認。

別表　基本財産

財産種別	数量等
預貯金	金 300 万円